

経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う令和3・4年度の競争参加資格の取扱いについて

令和3年5月
林野庁

経営事項審査の審査基準が改正され、令和3年4月1日から適用されることとなっています。

これに伴い、令和3・4年度を有効期間とする林野庁または各森林管理局発注の建設工事について、一般競争（指名競争）参加資格（以下「競争参加資格」という。）の取扱いを以下のとおり定めたのでお知らせします。

1 経営事項審査の審査基準が改正されたことに伴う競争参加資格の再認定について

（1）再認定の申請ができる者

改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者のうち、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書を取得した者で再認定を希望するもの、当該総合評定値通知書に基づき競争参加資格の再認定の申請を行うことができます。

（注）経常建設共同企業体については、その構成員全てが改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。同様に事業協同組合の総合点数の算定方法に関する特例の適用を希望する旨の申出をする事業協同組合についても、当該事業協同組合及び審査対象者全てが、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づいて申請することが必要です。ただし、改正告示による改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値と改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書の値に変動がないと認められる構成員又は審査対象者については、この限りではありません。

（2）再認定のスケジュール

令和3年6月1日から9月30日までの間、再認定の受付を行います。認定日（予定）は、適正な申請書を受理した日から1か月から1か月半程度です。

受 付 期 間
令和3年6月1日～9月30日

(3) 再認定に係る資格審査申請書及び添付書類

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類作成要領（建設工事）（以下、「建設工事契約に係る申請書類作成要領」という。）により定められた各申請書及び添付書類（※注）により提出してください。

（※注） 添付書類のうち、総合評定値通知書の写しについては、**改正後の審査基準**によるものに限ります。

(4) その他再認定の申請に関する留意事項

① 再認定の結果を受けた後に、希望工種区分の認定内容を従前の内容に戻すことはできません。また、再認定済みの希望工種区分の認定内容の変更はできませんので、申請に当たっては、申請内容を十分確認した上で行ってください。

② 競争参加資格の再認定の申請は、認定を受けている全工種一括で行う必要があります。

再認定の申請は、一部の工種のみを選択して行うことはできません。林野庁または各森林管理局から受けている全ての認定資格について再認定を申請していただきます。

③ 改正前の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき、競争参加資格の認定を受けている者が、改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき希望工種の追加を申請する場合には、当該申請に併せて、既に受けている全ての認定資格についても改正後の審査基準による経営事項審査の総合評定値通知書に基づき再認定を申請していただきます。

④ 工事の入札手続に参加をしている者で、既に競争参加資格の確認又は指名通知を受けている場合であっても、当該入札案件の開札日までの間に再認定を受けた結果、等級が変わり入札参加条件を満たさなくなったときは当該入札に参加する資格を失います。

2 受付場所及び申請書類

(1) 受付場所

申請については、以下に掲げる窓口において受け付けます。(提出方法は郵送のみ可となります。)

受付機関	住 所	受付場所	電話番号
林野庁 (本庁)	〒100-8952 東京都千代田区霞が関 1 丁目 2 番 1 号	林政部林政課会計 経理第 1 班支出負 担行為第 2 係	(03) 6744-2282 内線6009
北海道森林管理局	〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目70番	経理課 契約適正化専門官	(011) 622-5214
東北森林管理局	〒010-8550 秋田県秋田市中通 5 丁目 9 番16号	経理課支出係	(018) 836-2186
関東森林管理局	〒371-8508 群馬県前橋市岩神町 4 丁目 16番25号	経理課課長補佐	(027) 210-1149
中部森林管理局	〒380-8575 長野県長野市大字栗田 715番地 5	経理課経理第 1 係	(026) 236-2573
近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪府大阪市北区天満橋 1 丁 目 8 番75号	経理課 契約適正化専門官	050-3160-6700
四国森林管理局	〒780-8528 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 3 番30号	経理課企画係	(088) 821-2060
九州森林管理局	〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁 2 番 7 号	経理課 契約適正化専門官	(096) 328-3520

<注意>

林野庁又は各森林管理局から送付のあった、資格を有することを示す「資格確認通知書」を確認いただき、認定元である林野庁または各森林管理局あてに提出してください。その際、複数の森林管理局等を登録している場合は、認定元のみを送付してください。(複数の登録官署等に送付をしないでください。)

(2) 申請書類及び申請書作成の手引

申請書類及び建設工事契約に係る申請書類作成要領は、林野庁のホームページから入手してください。

ホームページアドレス (https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/chotatu/)